

- 申告期間 2月16日(金)～3月15日(金) (土・日・祝日除く)
- 受付会場 役場 3階 301・302会議室
- 受付時間 午前の部 8:30～11:30 (相談開始 9:00から)  
午後の部 11:30～16:00 (相談開始 13:00から)

## ◎町・県民税、所得税申告に必要なもの

### 利用者識別番号が記載された通知をお持ちください

利用者識別番号とは、確定申告を電子で申告するために必要な16桁の個人の識別番号です。  
税務署から利用者識別番号が記載されているハガキや書面などがある場合は、申告当日に必ずお持ちください。

すべての方	本人確認書類(①または②のいずれか) ①マイナンバーカード ②通知カード(住民票と記載事項に変更が無い場合)および運転免許証・健康保険証・パスポート・在留カードなど ※役場での相談時には、コピーの添付は不要 ※所得税の振替納税を初めて利用される場合は金融機関届出印
還付申告の方	預金通帳などの申告者本人名義の金融機関の口座がわかるもの
給与または年金収入のある方	源泉徴収票 ・国民年金や厚生年金などの老齢年金受給者には「公的年金等の源泉徴収票」が1月下旬ごろに日本年金機構などから送付されます。 なお、遺族年金、障害年金は課税対象ではないので源泉徴収票の送付はありません。
営業等、農業、不動産所得のある方	収支内訳書(※作成されていない場合は、申告相談の受付ができません) ・農業所得を申告される場合も収支内訳書(農業所得用)が必要です。 ・1月から1年間の農産物に関する収入金額から必要経費を差し引いて所得を計算します。 ・収支内訳書の用紙は税務署や役場税務課で配布、または国税庁のホームページよりダウンロードできます。
社会保険料の支払いがある方	社会保険料納付済確認書 (国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など) ・国民年金保険料は、領収書や日本年金機構から送付された控除証明書
生命保険料・地震保険料の支払いがある方	生命保険料・地震保険料の控除証明書
障害者控除を受ける方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など
医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書 ・医療費控除の明細書の作成が必須となりましたので、事前に作成をお願いします。 なお、医療保険者などによる医療費の通知(例：健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」)を利用いただくと、明細書の記載を簡略化できます。 ・医療費控除の明細書の作成がお済みであれば、領収書をご持参いただく必要はありませんが、領収書については、5年間の保管が必要です。 ・明細書の用紙は税務署や役場税務課で配布、または国税庁のホームページよりダウンロードできます。
寄附金控除を受ける方	寄附金控除証明書または寄附金受領証明書など
海外在住の被扶養者がいる方	送金関係書類および親族関係書類 ☆海外に在住の親族を扶養されている場合には、各個人への送金関係書類の確認をします。送金が確認できない場合には、扶養控除の適用はできません。

上記以外に所得や経費などがある方は、その証明書類もご持参ください。

**また、税務署から「確定申告のお知らせはがき」が送付された方については、はがきもご持参ください。**

※障害者手帳などの交付を受けていない方でも介護保険法の要介護認定を受け、一定の要件に該当する場合は、障害者控除の対象となります。詳しくは長寿福祉課(☎0748-52-6501)へお問い合わせください。

※国民健康保険に加入している方は、国民健康保険税の算定(軽減判定など)のため、町県民税の申告が必要です。

※日野町で所得税の申告書(控)に受付印を押すことができないため、受付印が必要な方は、近江八幡税務署にご相談ください。

# 町・県民税、所得税の 申告はお早めに

期間中は大変混み合いますので、早めに必要書類を準備し、手続きをお願いいたします。



## 今年も申告相談予約システムを導入します

申告期間中の下記の日程で、申告相談予約システムによる予約制を導入します。会場での順番受付と予約制を並行して実施するため、会場受付をされる方については、お待ちいただくことがあります。

- 予約方法**：町ホームページ「申告相談のご案内に関するページ」（2月掲載予定）、「広報ひの」（2月号掲載予定）の2次元コードからご予約ください。※予約にはメールアドレスが必要です。
- 予約対象日**：2月20日(火)、22日(木)、26日(月)、28日(水)、29日(木)  
3月4日(月)、5日(火)、8日(金)、11日(月)、13日(水)

## 申告相談会場の混雑状況がどこでも確認できます

申告期間中に、申告相談の受付状況を会場入口と町のホームページで随時更新し、お知らせします。申告相談の受付時間の目安にしてください。受付状況は、「広報ひの」（2月号掲載予定）の2次元コードをご利用ください。



## 近江八幡税務署からのお知らせ

2月16日(金)から近江八幡税務署の確定申告書作成会場(受付時間 9:00~16:00)を開設します。また、還付申告書の提出は2月15日(木)以前でも可能です。

### 確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です



入場整理券の配付方法は2通りあります。

- ① オンラインによる事前発行・・・2月16日(金)来場分から発行できます(予約受付は2月6日(火)から)  
※LINEアプリで国税庁公式アカウントを友だち追加してください
- ② 確定申告会場当日配付

### スマートフォンで確定申告してみませんか？

スマートフォンとマイナンバーカードがあれば、申告会場に行かなくとも、ご自宅などから24時間いつでも簡単・便利に確定申告を作成・送信することができます。

スマートフォンやパソコンによる申告書作成については、右記の2次元コードを読み取り、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご確認ください。



スマートフォンによる申告はこちら

### 確定申告書等は、次の方法での提出も可能です

- ① スマートフォンとマイナンバーカードまたは税務署が発行するID・パスワードを利用してe-Tax(電子申告)で申告する
- ② パソコンからe-Tax(電子申告)で申告する(事前に利用開始のための手続等が必要)
- ③ 印刷して郵便または信書便により住所地などの所轄税務署に送付
- ④ 住所地などの所轄税務署の受付に持参(閉庁時間内も含め、税務署の時間外収受箱への投函も可)

## 日野町役場で受付できないもの(近江八幡税務署にご相談ください)

次の所得や控除についての所得税の申告は、役場では受付できません。近江八幡税務署で申告をお願いします。

- 青色申告
- 譲渡所得 土地・建物や株式の売買などの申告
- 配当所得 上場株式の配当などで申告分離課税を選択したものや分配時調整外国税相当額控除のあるもの
- 先物取引・FX(外国為替証拠金取引)
- 事業(営業・農業)および不動産収入が1,000万円以上の申告
- 準確定申告 亡くなられた方の申告
- 過年分 令和4年分以前の申告
- 住宅ローン控除 初めて申告される方
- その他申告内容が複雑なもの



近江八幡税務署 〒523-8502 滋賀県近江八幡市桜宮町243の2 ☎0748-33-3141(代表)

※町民税・県民税に関する申告は日野町役場税務課(☎0748-52-6570)で受け付けています。